

簡易水道事業地区

(夜須町、赤岡町、吉川町及び香我美町東川地区) の皆様へ

香南市長 清藤 真司

簡易水道事業使用料金改定について

日頃は、香南市水道行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、香南市の水道料金は、現在、簡易水道事業地区（夜須町、赤岡町、吉川町及び香我美町東川(末延、末清、正延)地区）と上水道事業地区（香我美町及び野市町）の水道使用料金算定表が異なっており、同じ水量を使用しても地域によって使用料金が異なっている状況です。これについては、香南5カ町村合併協議会からも「上下水道料金は統一することが望ましい」との答申を受けていました。また、国からも簡易水道事業を水道事業に統合(企業会計化)するように求められています。

前述の状況をふまえ、平成28年度に水道使用料金統一について香南市水道審議会に諮問し、「平成30年4月1日より3年間の経過措置を設け、段階的に統一することが望ましい」との答申を受け、簡易水道料金の改定を行う予定です。

今後は、施設の老朽化対策や地震津波対策など経費が必要となり、安価な使用料金表に統一することは極めて困難であるため簡易水道事業を段階的に改定し、上水道使用料金表に統一する案（裏面参照）となっています。

夜須町、赤岡町、吉川町及び香我美町東川地区の皆様には、水道料金のご負担が増えることとなりますが、格差解消のための改定ですのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

料金改定につきましては、対象者への説明文書の配布及び地元説明会を開催する予定です。また、まちづくり自治会等毎に説明会を要望される自治会等ございましたら個別に日時の調整を行ったうえ、要望に応えたいと考えています。

(問い合わせ先)

上下水道課 TEL 0887-57-8512

(参考)

平成29年3月31日現在の給水人口

上水道事業地区	25,237人
簡易水道事業地区	8,054人

○平成29年度7月現在に使用している簡易水道事業料金算定表です。

名称	用途	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金	備考
香我美簡易水道	家庭用	1～10m ³	600円	1 m ³ につき	80円	1 箇月 につき
		まで				
吉川簡易水道	集落公民館	1～5 m ³	270円	1 m ³ につき	72円	
赤岡簡易水道		まで				
夜須簡易水道	家庭用・集落	1～15m ³	1,200円	1 m ³ につき	95円	
	公民館以外	まで				
	臨時用	1 m ³ 未満				3,000円

○量水器使用料金（今回の改定では変更なし）

量水器の大きさにより毎月下記使用料金が加算されています。

口径	使用料金	備考
13ミリメートル以下	100円	1 箇月につき
20ミリメートル以下	200円	
25ミリメートル以下	300円	
30ミリメートル以下	400円	
40ミリメートル以下	500円	
50ミリメートル以下	1,200円	
75ミリメートル以下	2,200円	
100ミリメートル以下	2,600円	

【 平成30年4月1日から簡易水道使用料金表が下記のとおり改定される予定です。 】

(改定内容) 平成30年度から平成32年度までに段階的に簡易水道料金を改定し、平成32年度には香南市の水道料金は統一されます。

◎簡易水道料金改定(案)

用途	基本水量	基本料金 (H30年度～H32年度で段階的に改定)			超過水量	超過料金(1rdにつき) (H30年度～H32年度で段階的に改定)			備考
		1年目 H30.4.1～	2年目 H31.4.1～	3年目 現行上水道料金と同じ H32.4.1～		1年目 H30.4.1～	2年目 H31.4.1～	3年目 現行上水道料金と同じ H32.4.1～	
家庭用	1～10m ³	695円	790円	886円	11～20m ³	88円	96円	104円	1箇月 につき
					21m ³ 以上	92円	104円	116円	
集落公民館	1～5m ³	313円	356円	400円	6～20m ³	78円	84円	90円	
					21m ³ 以上	81円	90円	100円	
家庭用・集落公民館以外	1～13m ³	1,222円	1,244円	1,266円	14m ³ 以上	102円	109円	116円	
臨時用	1m ³ 未満	3,000円			1m ³ につき	131円	140円	150円	

一般家庭(1世帯)1ヶ月あたり水道料金変化表

一般家庭あたり 1ヶ月使用水量	1ヶ月あたり水道料金変化表(税抜き)			
	現在	H30.4.1～	H31.4.1～	H32.4.1～
10m ³ まで	600	695	790	886
15m ³	1,000	1,135	1,270	1,406
20m ³	1,400	1,575	1,750	1,926
25m ³	1,800	2,035	2,270	2,506
30m ³	2,200	2,495	2,790	3,086
35m ³	2,600	2,955	3,310	3,666
40m ³	3,000	3,415	3,830	4,246
45m ³	3,400	3,875	4,350	4,826
50m ³	3,800	4,335	4,870	5,406

注) 請求金額は、上記金額に消費税率(*1.08)を乗じた後に1円単位を切り捨て、10円まるめでの請求となります。

※ 左記の表は、1世帯当たりの水道使用水量に応じて1か月当たりの水道料金がどのように変わっていくかを表しています。

(参考) 24m³/月 使用家庭用世帯 (簡水事業地区1世帯当たり平均使用水量) φ20mmメータ使用世帯で経過措置年度ごとに試算した水道料金です。

			1ヶ月あたり使用料金	
現行	600円(基本料金) + 80円(超過料金) * 14m ³ + 200円(メータ使用料)	=	1,920円(税抜き)	
改定1年目 (H30. 4. 1~)	695円 + 88円 * 10m ³ + 92円 * 4m ³ + 200円	=	2,143円 (税抜き)	前年度との差額 223円
改定2年目 (H31. 4. 1~)	790円 + 96円 * 10m ³ + 104円 * 4m ³ + 200円	=	2,366円 (税抜き)	前年度との差額 223円
改定3年目 (H32. 4. 1~)	886円 + 104円 * 10m ³ + 116円 * 4m ³ + 200円	=	2,590円 (税抜き)	前年度との差額 224円